

答256 マニフェストの送付を受けるまでの期間は、あくまで事業者が確認をするための期間である。90日というのは中間処理が終了したことを事業者が確認する期間、180日は最終処分が終了したことを事業者が確認する期間で、これらの期間に処理が終えることを求めるものではない。(平12K ブロック産廃協議会)

10 地方公共団体の処理

(地方公共団体の処理に要する費用)

問257 法第13条第2項の規定により徴収する費用は、使用料という名目で徴収して差支えないか。

答257 差支えない。(昭47.1.10環産2問7)

(処理費用の徴収)

問258 産業廃棄物の処理に係る費用の徴収規定についてどのように取扱うべきか。

(1) 法第13条第2項の「するものとする」は、費用を徴収しなければならないと解し、費用徴収条例の中で改めて徴収規定を設ける必要があるか。市町村についても同様か。

(2) 法第13条の費用徴収規定と地方自治体法の手数料との関係はどうか。

答258 次のとおり取扱う。

(1) 「するものとする」は「なければならない」という意味に若干の含みをもたせたものであるが、この条文では事業者負担の原則よりして、必ず徴収しなければならないという意味である。

(2) 費用徴収は、法第13条の規定がなくても、地方自治体の規定により徴収することができる。したがって、いずれの条文により費用を徴収しても差支えない。

(昭47.2.7H県聴取)

(県出資法人による処理)

問259 県の関与する公益法人たる公社により、施設の建設から運営までを一貫して行う広域処理は、法第11条第3項の県の事務となるか。

答259 公社による運営等は県の事務ではない(公社の出資者の如何は関係なし)。県の施設建設、公社への運営委託の場合は県の事務である。(昭48.2.10H県聴取)

第6節 産業廃棄物処理業

1 産業廃棄物処理業の許可を要する場合

(組織形態の変更)

問260 許可業者である有限会社A興産が、債権、債務を整理した後、株式会社B興産を設立する。役員及び事業目的は、ほとんど同一であるから、名称変更として扱い、

変更届を出させるべきか、又は法人格が違うので新規許可として扱うべきかご教示願う。

答260 株式会社B興産の新規許可として取扱われたい。

なお、有限会社については、廃止の手続きを指導すること。(昭58.5.30H県聴取)
(協同組合)

問261 事業者が産業廃棄物を処理する目的で協同組合を設立して当該事業者が排出する産業廃棄物を処理する場合、当該組合は処理業の許可が必要か。

答261 協同組合が事業者と別の法人格を有するものであれば、処理業の許可が必要である。(平5.3.31衛産36問4)

(子会社)

問262 事業者が産業廃棄物を処理する目的で子会社を設立して当該事業者が排出する産業廃棄物を処理する場合、当該子会社は処理業の許可が必要か。

答262 子会社が事業者と別の独立した法人格を有するものであれば、子会社が事業者の専属の下請けであっても、他人の排出した産業廃棄物の処理を業として行うのであるから、処理業の許可が必要である。(平5.3.31衛産36問5)

(親会社の処理)

問263 親会社が子会社の産業廃棄物を無償で引き取り、自社の産業廃棄物と併せて処理する場合には、「事業者がその産業廃棄物を収集若しくは運搬又は処分する場合」に該当することとなり、いわゆる自己処理を行っていることとなるか。

答263 独立した法人どうしであれば自己処理に該当せず、親会社には処理業の許可が必要である。(平5.3.31衛産36問41)

(共同組合による処理と共同雇用の相違)

問264 (協)F家具団地が、組合員から発生する産業廃棄物を収集、運搬し、処分(蒸留再生、焼却)する事例があるが、当該共同組合は、産業廃棄物処理業の許可を要すると解するがどうか。

答264 当該共同組合は、別法人であり、当然許可が必要である。(昭55.3.12H県聴取)

(構内での運搬)

問265 Aの設置する工場の構内で、Aが排出する産業廃棄物を別法人Bが収集、運搬及び処分する場合、Bは処理業の許可が必要か。なお、Bは当該工場の場外では産業廃棄物の処理は一切行っていない。

答265 Bの行為がAの設置する工場の構内でしか行われないとしても、他人の排出した産業廃棄物を業として処理するのであれば、処理業の許可が必要である。(平5.3.31衛産36問7)

(積替保管行為と中間処理)

問266 (1) A業者は産業廃棄物である廃自動車(廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず)を収集運搬し、A業者の事業場に搬入した後、再利用可能な金属部分のみについては簡単な手選別で取り外して中間処理(切断)を行い(中間処理したものは有償売却する。)、他の部分は、B業者に処分を委託する。

この場合において、A業者は金属くずについての産業廃棄物処分業(中間処理:切断)の許可と、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くずにつ

いての積替保管行為を含む産業廃棄物収集運搬業の許可の両方を取得することが必要となるか。

- (2) 類似の事例として、工作物の除去に伴い発生したがれき類、廃プラスチック類、金属くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くずの混合廃棄物を、中間処理施設を設置している事業場において、重機・手選別等の簡易な方法で選別を行い、がれき類についてのみ中間処理施設に投入し破碎を行っている事業者があるが、当該事業者についても、疑義(1)と同様に、がれき類に係る産業廃棄物処分業の許可と併せて、がれき類以外の廃棄物に係る積替え保管行為を含む産業廃棄物収集運搬業の許可が必要であるか。

答266 (1) お見込みのとおり。

金属くずについての産業廃棄物処分業（中間処理：破碎）と廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くずについての積替保管行為を含む産業廃棄物収集運搬業の許可の両方を取得することが必要と解されたい。

- (2) お見込みのとおり。（平12.5.17本県聴取）

（他人の産業廃棄物の処理）

問267 いわゆる地方公社が他人の産業廃棄物の処理を業として行う場合、当該地方公社は処理業の許可が必要であると解してよいか。

答267 お見込みのとおり。（平5.3.31衛産36問2）

（組織形態の変更）

問268 次の各事例の処理業の許可の取扱いはどうすべきか。

- (1) 処理業の許可を受けている個人業者Aが中心になって会社Bを設立し、以後BがAの場合と全く同じ内容の処理業を行おうとする場合
- (2) 処理業の許可を受けている有限会社Cが株式会社Dに組織変更し、以後DがCの全く同じ内容の処理業を行おうとする場合
- (3) 処理業の許可を得ている株式会社Eが処理業の許可をもたない株式会社Fと合併した後の株式会社GがEと全く同じ内容の処理業を行おうとする場合

答268 次のとおり。

- (1) AとBとは、法人格を異にすることから、Bは新たな処理業の許可が必要である。

なお、Aは法第14条の2又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による事業の廃止の届出を行う必要がある。

- (2) 商法第113条に規定する合名会社から合資会社への組織変更、同法第163条に規定する合資会社から合名会社への組織変更、有限会社法第64条に規定する株式会社から有限会社への組織変更については、組織変更後の新会社について新たな許可をとる必要はない。

なお、Dは法第14条の2又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出を行う必要がある。

- (3) 当該事例は、単なる組織上の変更とみなすことができないので、次の取扱いとする。

① 合併後の新会社が、E、F両者の消滅を伴ういわゆる新設合併である場合は、

Gは、新たな処理業の許可が必要である。

なお、Eは法第14条の2又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による事業の廃止の届出を行う必要がある。

② 合併後の新会社GがFの消滅を伴うEによる吸収合併として設立された場合には、GはEの受けていた許可をもって業を行うことができる。

なお、Gは必要のある場合、法第14条の2又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出を行う必要がある。

③ 合併後の新会社GがEの消滅を伴うFによる吸収合併として設立された場合には、Gは、Eの受けていた許可をもって業を行うことはできず、新たな処理業の許可が必要である。

なお、Eは法第14条の2又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による事業の廃止の届出を行う必要がある。(平5.3.31衛産36問6)

(株式会社に吸収合併された合資会社)

問269 処理業の許可を受けている合資会社Aがまず株式会社Bを設立し、その後AをBに吸収合併させた。実質的には合資会社Aは株式会社Bとなっている。BとAとは同一社員であり、同一業務を行おうとする場合、Bは新たな処理業の許可が必要か。

答269 必要である。単に組織上の変更とみなすことができるか否かにより、新規許可の必要性を判断することになるが、この場合は、単なる組織変更には該当しない。
(平5.6.17H県聴取)

(傭船による処理業)

問270 次のような形態の収集、運搬の許可申請者は誰か。

甲は、海洋汚染防止法に基づく廃油処理事業者である。甲は他県にある廃油処理施設へ本県内の事業所から排出される廃油を運搬船（油タンカー）で収集、運搬しようとする。

ところで、運搬船の所有者は甲ではなく、別の者乙である。なお、甲は他に運搬船を所有しているが、乙の運搬船も使用する。甲と乙は次のような傭船契約を締結している。

- ① 乙は、自己の管理に係る油タンカーを甲と傭船契約し、甲の指示・命令に従い運行する。
- ② 傭船条件として、燃料は甲の無償現物供与、燃料以外の一切の費用は乙の負担とする。傭船に係る船舶の運航、維持、管理に関しては、一切乙の責任と負担にて行い甲は無関係とする。
- ③ 傭船料金とその支払方法は1ヶ月80万円で毎月末締め切り翌月10日払いとする。このような許可申請について、甲が許可申請してきているが、このような形態では、乙が許可申請する必要があると思うがそれでよいか。

答270 そのとおりである。

即ち、この所有する船舶を甲に貸与するのではなく、乙自ら運航するのであれば、乙の責任で収集、運搬を行うことになるので、乙にも許可申請の義務が生ずる。
(昭49.5.27H県聴取)

(通常の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物を扱う業者)

問271 特別管理産業廃棄物の汚泥の収集運搬と特別管理産業廃棄物以外の汚泥の収集運搬とを業として行おうとするものは、産業廃棄物収集運搬業の許可と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の両方を必要とすると解してよいか。

答271 お見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問28)

(重油タンクのスラッジ引抜き業者)

問272 重油タンク等の底部にたまつた汚泥（タンクスラッジ）を引き抜くことを業とする場合、当該者は許可が必要か。同様な例として建築物の取壊し作業による建設廃材の除去、し尿浄化槽汚泥の引抜きを行う者はどうか。

答272 タンクスラッジは、タンク設置者の廃棄物とみなし、第三者がこれを引抜き処分すれば、当然許可の対象となる。ただし、引抜き作業そのものについては、何らの許可は不要である。それを運搬して、どこかへもって行くことについて収集・運搬の許可が必要である。

一方、がれき類は建物自体が廃棄物ではないが、それを壊すことにより廃棄物となるものであり、壊した者の廃棄物として取扱うものである。また、し尿浄化槽汚泥の引抜きについては、引抜き作業そのものが、し尿浄化槽清掃業の許可対象であり、この許可を与えるには、汚泥の運搬先が明確であることが条件であることから、引き抜いた汚泥を運搬しても許可は不要である。(昭53.5.13H県聴取)

(米軍基地からの搬出)

問273 米軍基地から排出される産業廃棄物を米軍以外の者が基地外へ搬出する場合、当該者は収集運搬の許可が必要であると解してよいか。

答273 お見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問13)

(無償回収業務の委託)

問274 S社は、塩酸を製造し、それをユーザーに売却する際、ユーザーで不用となった廃塩酸（特別管理産業廃棄物）を引き取り、自社排水処理施設の中和剤として使用している。ユーザーから廃塩酸を回収する場合、S社は運送業者に委託して運搬業務を行わせている。この委託された運送業者は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可が必要であると解するがどうか。

答274 お見込みのとおり。(平4 H県聴取)

(下水管渠の汚泥)

問275 下水管渠管理者から下水管渠の清掃を委託された者が清掃に伴って排出された汚泥を自ら運搬する場合、当該者は収集運搬業の許可が必要であると解してよいか。

答275 お見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問12)

(海上輸送の許可)

問276 海運業者が産業廃棄物を海上輸送する場合の収集運搬業の許可の取扱いはどうすべきか。

答276 海上輸送の場合は、出港地及び入港地を管轄する都道府県又は保健所設置市における収集運搬業の許可を必要とする。(平5.3.31衛産36問15)

(大型車両から小型車両への積替え)

問277 最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合、搬入路が狭いため、大型ダンプでは搬

入することができない。このため、最終処分場に隣接する場所を確保し、その場で小型車に積替え、最終処分場へ搬入している。この積替え場所を最終処分場の一部とみなせないか。

答277 この積替え場所は、最終処分場を所有する者が収集運搬行為に伴って「積替え保管」する施設に該当するので、「積替え保管を含む収集運搬業」の許可が必要である。(平4H県聴取)

(産業廃棄物の積卸し)

問278 産業廃棄物の積替え・保管を行う場合、産業廃棄物の積卸しを行うものであると解してよいか。

答278 お見込みのとおり。産業廃棄物の積替え・保管を行う者は産業廃棄物の積卸しを伴うものとして収集運搬業の許可が必要である。(平5.3.31衛産36問39)

(積替作業)

問279 次に掲げる方法により他人の産業廃棄物の積替作業を行う場合、当該作業を事業の範囲とする業の許可が必要と解してよいか。

- (1) 産業廃棄物を収納した運搬容器を運搬車から別の運搬車に積み替える作業
- (2) 産業廃棄物をバラ積みしてきた車両から取りおろした産業廃棄物を重機等を用いて他の車両に積み替える作業

答279 いずれもお見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問40)

(廃自動車)

問280 廃自動車を取扱う解体業者の産業廃棄物処理業の許可の有無について伺う。

答280 ディーラーから排出された廃自動車を取扱う場合、無償又は処理料金を取れば、その内容の如何にかかわらず産業廃棄物処理業の許可が必要と解する。

その業の形態については解体業者の場合、収集運搬業（積替え保管を含む。）が適当と考える。(平7.10.3本県聴取)

(県外事業所から排出される焼酎発酵粕の取扱い)

問281 N市にある事業者K（焼酎製造業）が海上輸送業者A及び陸上輸送業者Bに焼酎発酵粕の運搬を委託し、県内業者Cに売却する場合について

- (1) Kが海上輸送業者A及び陸上輸送業者Bに支払う委託料が、Cから得る売却料より高い場合、本焼酎発酵粕は廃棄物であると判断し、A及びBは産業廃棄物収集運搬業、Cは産業廃棄物処分業の許可が必要であると解してよいか。
- (2) Kが搬出港に貯留施設を有し、貯留施設まで海上輸送業者Aが運搬し、貯留施設においてTに焼酎発酵粕を売却する場合、本焼酎発酵粕は有価物であると判断し、Aは産業廃棄物収集運搬業、また、Tは産業廃棄物処分業の許可が不要であると解してよいか。

答281 (1) A及びBは産業廃棄物収集運搬業の許可が必要、Cは産業廃棄物処理業の許可是不要

(2) Aは産業廃棄物収集運搬業の許可が必要、Cは産業廃棄物処理業の許可是不要
◎Cが購入する時点で有価物の扱いとなる。

◎貯留の目的がCへの販売に限定される場合。(平13M県聴取)

(農協による保管)

問282 農業協同組合が農家が運び込んだ廃ビニルを、農家が契約した処理業者に引き渡すために保管する場合、当該農業協同組合は収集運搬業の許可が必要であると解してよいか。

答282 お見込みのとおり。ただし、当該組合が組合員である農家に廃ビニルを保管及び引き渡しを行うための場所を提供しているにすぎない場合には許可是不要である。なお、農業協同組合が新しい農業用にビニルを販売する際に廃ビニルを下取りする場合の取扱いは本疑義集問310を参照されたい。(平5.3.31衛産36問11)

(併せ産廃を運搬する一般廃棄物収集運搬業者)

問283 市町村が行う併せ産廃の処理に伴う収集運搬を、市町村が一般廃棄物の収集運搬業者へ委託する場合、その収集運搬業者は産業廃棄物の収集運搬業の許可が必要か。

答283 許可が必要である。(平5.10.12H県聴取)

(業の廃止の条件)

問284 法第14条第7項の規定に基づき、法第14条第1項の許可に際し、「処分に適する施設を有しなくなったときは、当該事業を廃止すること」を生活環境の保全上必要な条件として付すことが可能か。

答284 できない。(平5.3.31衛産36問75)

(積替え・保管のみの業の許可)

問285 収集・運搬業を伴わない保管・積替えのみを業として行う場合、法第7条第1項(一般廃棄物処理業)及び法第14条第1項(産業廃棄物処理業)の許可が必要か。

答285 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第14条第1項に基づき、許可を受けなければならない。(昭50.9.26環整85(1))

(廃試薬の中間処理)

問286 A社はO県において廃試薬の中間処理(中和・分解)を行っているが、この度、本県における特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請を計画している。

廃試薬の扱いについて、O県では固体、液体にかかわらず全て廃酸、廃アルカリに分類されるとし、別添のとおり許可を受けている。

- (1) 廃試薬が産業廃棄物の分類上、固体、泥状のものは汚泥として、液状の物はそれぞれ廃酸、廃アルカリとして扱うよう従来どおり指導してよいか。
- (2) 上記の場合、O県での中間処理業との許可品目の整合がとれなくなる恐れがあるが、許可申請審査にあたりどのように判断すれば良いか。

答286 性状に応じて、品目をわりふるべき。従って汚泥もありうる。(平9.11.19本県聴取)

(事業の用に供する施設)

問287 規則第9条の2第1項第5号又は第10条の12第1項第5号の「事業の用に供する施設」とはどのようなものか。駐車施設はこれに該当するか。

答287 運搬車、運搬容器、運搬船その他の運搬施設をいい、駐車施設もこれに該当する。(平5.3.31衛産36問35)

(廃棄物の分別、圧縮)

問288 廃棄物の分別、圧縮は廃棄物処理業の許可の対象となるか。

答288 一般的には中間処理業の許可の対象となる。ただし、廃棄物処理業の許可を有し

ている者が当該許可に係る業の利便を図るため、簡単な手選別等を行う場合には独立した許可の対象とはならない。(昭54.11.26環整128、環産42問30)

(収集運搬業者の油水分離行為)

問289 収集運搬業者が廃油を運搬してきて焼却処分業者に引き渡す前に保管（貯留）タンクに一時保管する。この場合、保管タンク内で油が静置分離作用により、上部に集まり良質となってくる。そして、上部のみを抜き取り、売却し、下層部は焼却処分業者に引き渡す場合、この収集運搬業者は中間処理の許可が必要か。

答289 静置分離行為を目的をもったものとしてとらえられれば中間処理に該当し、タンクは中間処理施設と解してよい。しかし、たまたま分離したものを売却なり行うということであれば中間処理とは解されない。(昭52.10.13H県聴取)

(清掃業者の清掃後の廃棄物の処理)

問290 建築物の清掃業者が清掃後の廃棄物を処理する場合、当該業者は廃棄物処理業の許可が必要と解するかどうか。

答290 お見込みのとおり。(昭54.11.26環整128、環産42問31)

(へい獣処理場における処理)

問291 地方公共団体以外の者が設置するへい獣処理場において他人の産業廃棄物の処分を業として行う者は処分業の許可が必要であると解してよいか。

答291 お見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問23)

(産業廃棄物の混合)

問292 廃油の収集運搬業の許可を有している者が廃油とおがくずをブルドーザーを使って混合し、ふろ屋へ運んでいる場合、当該者は中間処理の処分業の許可が必要であると解してよいか。

答292 お見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問24)

(収集運搬、処分の形態)

問293 解体業者については収集運搬業者に該当するとあるが、ニブラ等の重機を用いて解体、分別を行う場合、*昭和54年11月26日付環整第128号・環産第42号環境整備課長・産業廃棄物対策室長連名通知問30及び*平成5年3月31日付衛産第36号産業廃棄物対策室長通知問17により、中間処理業の許可の対象になると解するが如何か。

※昭和54年11月26日付環整第128号・環産第42号

環境整備課長・産業廃棄物対策室長連名通知問30

問 廃棄物の分別、圧縮は廃棄物処理業の許可の対象となるか。

答 一般的には中間処理業の対象となる。ただし、廃棄物処理業の許可を有している者が当該許可に係る業の利便を図るため、簡単な手選別等を行う場合には独立した許可の対象とはならない。

※平成5年3月31日付衛産第36号

産業廃棄物対策室長通知問17

問 他人の産業廃棄物の分別・圧縮は産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業（以下「処分業」という。）の許可の対象となるか。

答 中間処理の業の許可の対象となる。ただし、処理業の許可を受けた者

が当該許可に係る事業の一環として、簡単な手選別を行う場合、当該手選別等は当該許可に係る事業の範囲に含まれるものと解する。

答293 上記の解体業者は収集運搬業（積替え保管を含む。）の許可の対象である。なお、圧縮、切断、破碎を行う場合には中間処理業の許可が必要となる。（平7.10.27本県聴取）

（容器に付着したニスの処理）

問294 大手変圧器メーカーがニス（合成樹脂）をコーティングした絶縁コイルを製造しているが、裸コイルをニスに浸漬する際に用いた金属製容器にニスが付着するため、この容器を再利用する目的で、処理料金を支払いニスの除去を他の業者に下請けさせることとなった。

この際、

- (1) 容器に付着したニスを剥ぎ取った場合、これは不要物となるため廃プラスチックと解され、これを焼却する場合には当然産業廃棄物の許可が必要と解されるが如何か。
- (2) 容器ごと焼却しニスを除去する場合、容器の再使用目的の除去行為であり、産業廃棄物処理業の許可は不要と解されるが如何か。

答294 (1) 貴見のとおり。

- (2) 処理料金をとっているため、容器に付着した廃棄物であるニスの除去を目的とした中間処理業の許可が必要。（平7.10.16本県聴取）

（専ら物を含む廃棄物の処理に係る許可の範囲）

問295 事業者Aは、他者の自動販売機に付帯して設置されているごみ箱の空缶、空瓶、ペットボトルについて、移動式の破碎施設を各自動販売機まで移動させ、その場で業として中間処理（破碎）し、中間処理後の処理物は、この移動式破碎施設のリース会社に売却する事業計画である。

この場合について、Aは産業廃棄物処分業の許可を取得しなければならないが、この場合、空缶、空瓶はいわゆる専ら物であることから、その処理を業として行うことについては許可を取得する必要ないと解され、Aが取得すべき許可の事業範囲は、廃プラスチック類のみとしてよろしいか。

答295 お見込みのとおり。（平13.7.6本県事務連絡）

（中間処理後の産業廃棄物の取扱い）

問296 Sでは、現在（中間処理1）がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くずの破碎、（中間処理2）汚泥の造粒固化の産業廃棄物処分業の許可を有しているが、排出事業所から委託されたがれき類を中間処理1において破碎後、中間処理2において造粒固化する場合、中間処理2についてはがれき類の処分業の許可が不要であると解してよいか。なお、中間処理2に搬入されるがれき類は有償売却の出来ないものであることとする。

答296 中間処理1において破碎後排出された廃棄物は、排出者がSになるため、当該廃棄物を中間処理2において造粒固化する場合、自社処分に該当する。また、破碎施設及び造粒固化施設は同一事業場にはなく、機能的にも関連したものではないため、

破碎施設は造粒固化施設の前処理施設には該当せず、中間処理2についてがれき類の処分業の許可は不要である。ただし、中間処理1による処理を行わずに直接中間処理2にて処理（粒径の細かいものに限る）する場合は中間処理2についてがれき類の処分業の許可が必要である。（平13M県聴取）

（産業廃棄物処理施設の借用）

問297 地方公共団体の設置した産業廃棄物処理施設をいわゆる地方公社が借りて当該公社が産業廃棄物処理事業を行う場合、当該公社は処分業の許可が必要であると解してよいか。

答297 お見込みのとおり。（平5.3.31衛産36問25）

（専ら物の処分）

問298 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物を取扱っている業者であっても、これらの産業廃棄物を再生せずに直接埋立処分しているような場合には、処分業の許可の対象となると解してよいか。

答298 お見込みのとおり。（平5.3.31衛産36問18）

（市況変動（金属））

問299 金属含有物を排出事業者より有償購入して金属回収を行う者が、金属の市況が低下したために排出事業者より処理料金を受領する場合、当該者は処分業の許可が必要であると解してよいか。

答299 お見込みのとおり。（平5.3.31衛産36問19）

（市況変動（再生後に得られる有価物））

問300 規則第10条の3第2号の指定を受けた再生利用業者が、再生後に得られる有価物の市況が低下したために排出事業者より再生輸送費以上の金額の処理料金を受領することとなった場合、当該者は処分業の許可が必要であると解してよいか。

答300 お見込みのとおり。（平5.3.31衛産36問20）

（施設の管理形態）

問301 排出事業者Aの設置した産業廃棄物処理施設において次の形態で維持管理を行う場合、Aは処分業の許可が必要か。

(1) Aが他の者Bの人員を雇用してAが維持管理する場合

(2) AがBに当該施設を賃貸してBがBの人員を使用して維持管理する場合

答301 (1)の場合は許可不要であるが、(2)の場合はBが許可を必要とする。（平5.3.31衛産36問26）

（アスファルト殻の破碎選別処理後の加熱処理）

問302 廃アスファルトコンクリート殻を破碎選別した後に、加熱処理して再生アスファルト合材を業として製造する場合、中間処理の事業区分は、「中間処理（破碎、選別、加熱再生）」となると解してよいか。

答302 廃アスファルトコンクリート殻を破碎選別したものは、再生骨材として既に商品価値があり、加熱処理する工程では、現に「原料」として位置付けられることから、当該中間処理の事業区分は「中間処理（破碎、選別）」で差支えない。（平4H県聴取）

(大型車両への積替え)

問303 「積替え保管を含む収集運搬業」の許可を有しない産業廃棄物収集運搬業者が、収集運搬した廃油を大型タンクローリーに積替えて処分先へ運搬する行為は、収集運搬業の「積替え保管」の行為に該当するか。

答303 「積替え保管」の行為に該当するので、当該行為を行う場合は、変更許可が必要である。(平4H県聴取)

(リサイクル業者の許可等の要否)

問304 平成11年3月10日付衛産第17号でH市からの疑義に対し、リサイクル業者が収集運搬コストを下回る安い価格で産業廃棄物を購入する場合でも、リサイクル業者は許可不要、運搬を委託する場合は、運搬業者のみ許可が必要という回答がなされている。

これは、これまで産業廃棄物に該当するかどうかは、排出時点で運搬コストも含めてプラスになるかどうかで判断し、許可等の指導を行ってきたこととは、考え方が異なるものであり、全国一律の対応が図れるよう、許可または指定の要否について、運搬を委託する場合や排出事業者が直接持ち込む場合、あるいは無償引取りの場合などに分けて通知等による周知をお願いしたい。

(運搬委託の場合)



(排出事業者自ら搬入)



(リサイクル業者が回収の場合)



<上記それぞれについて運搬代金と購入代金が等しい場合は>

ケース5～8

答304 分担代金と購入代金の関係は、脱法行為を防ぐという観点から、本来購入しているように見せながら、実際は運搬料金として取っているという事例を防ぐという意味で、両方を勘案していただきたい。両方を勘案して出てきたものが実質上の取引価値であるから、その取引価値と性状、排出の状況、通常の取扱い形態、そして受け取る人の客観的な意思を見て、判断していただきたい。出す段階で廃棄物と判断される物であれば、運搬の業は必要になる。それで受けた人が再生利用するというときには、その人の段階では有価物に変わるので、その後の処分の許可は必要ないという場合が出てくる。(平12Kブロック産廃協議会)

(産業廃棄物の輸出)

問305 産業廃棄物を外国に輸出する場合、(1)当該産業廃棄物を排出事業所より港まで運搬する者、(2)通関のために保管する者はいずれも収集運搬業の許可が必要であると解してよいか。

答305 お見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問14)

2 産業廃棄物処理業の許可を要しない場合

(地方公共団体)

問306 地方公共団体が他人の産業廃棄物の処理を行う場合、当該地方公共団体は産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可が必要か。

答306 法第11条第2項又は第3項の規定に基づき行う場合は許可は不要である。(平5.3.31衛産36問1)

(専ら物の再生と料金受領)

問307 法第14条第1項ただし書きに「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」とあり、これに該当する物として歴史的4品目(古紙、くず鉄、(古銅等を含む。)、あきびん類、古纖維)が該当すると通知されているが、この4品目は再生されれば、業の許可及び指定の対象外とされている。ところで、これらの物を処理料金をとって再生する場合でも許可及び指定は不要か。

答307 そのとおりである。(昭53.12.8H県聴取)

(専ら物のみを取扱う者)

問308 法第14条第1項の「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者」及び同条第4項の「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者」とは、*昭和46年10月16日付環整第43号厚生省環境衛生局長通知第3の4の(2)のとおりと解してよいか。

※昭和46年10月16日付環整第43号厚生省環境衛生局長通知第3の4の(2)

産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古纖維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

答308 お見込みのとおり。

産業廃棄物の処理業者であっても、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古纖維を専門に取扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。(局長通知第3の4の(2)) (平4.8.31衛環245問99)

(保管業の許可)

問309 令第2条第9号の産業廃棄物(がれき類)について、積替えを行わない保管のみを事業の範囲として収集運搬業の許可を申請してきた者がいるが、このような者に対する許可をすることができるか。

答309 できない。(平5.3.31衛産36問16)

(下取り行為)

問310 いわゆる下取り行為を行う者には産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可が必要か。

答310 新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済のものを無償で引取り、収集又は運搬する下取り行為については、収集運搬業の許可は不要である。
(平5.3.31衛産36問10)

(試験研究)

問311 排出事業者より産業廃棄物を受取って産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者は処理業の許可が必要か。

答311 当該試験研究を行う者が営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取扱う場合は、産業廃棄物の処理を業として行うものではないと解することができるので許可を要しないものとして取扱って差支えない。なお、その判断を行うに際しては、当該試験研究が生活環境の保全上支障のないものとなるよう指導されたい。(平5.3.31衛産36問8)

(愛がん動物の処理)

問312 動物霊園事業として愛がん動物の死体を処理する者は処理業の許可が必要か。

答312 愛がん動物の死体の埋葬、供養等を行う場合、当該処理は廃棄物に該当せず、したがって処理業の許可は不要である。(平5.3.31衛産36問9)

(有価物取扱業者)

問313 購入した被覆電線を焼却し銅線を取り出し売却する者は処分業の許可が必要か。

答313 当該被覆電線が有価物であれば、処分業の許可は不要である。(平5.3.31衛産36問21)

(中間処理後の廃棄物の事業者による処理)

問314 事業者Aが排出した産業廃棄物の中間処理を処分業者Bに委託し、当該中間処理後の産業廃棄物をA自らが処分する場合、Aは処分業の許可が必要か。

答314 Aがその委託によって中間処理されたA自身の産業廃棄物の処分のみを行う場合は、排出事業者による産業廃棄物の処理として、Aは処分業の許可を要しない。
(平5.3.31衛産36問27)

(複数の事業場を有する事業者の処理)

問315 複数の事業場を有する事業者が、各事業場から発生する産業廃棄物を1つの事業場に集めて処分する場合、自己処理に該当するか。また、当該産業廃棄物の運搬について収集運搬業の許可が必要か。

答315 自己処理に該当する。運搬については自ら行えば収集運搬業の許可は不要である。
(平5.3.31衛産36問42)

(積替保管を含む収集運搬業の事業内容)

問316 廃車の解体事業者について、解体或いは分別を行う場合は、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず及び陶磁器くずの3品目を事業範囲とする産業廃棄物運搬業(積替保管を含む)に該当とされているところですが、手作業による部品取りだけでなく、ニブラー等の重機を用いる解体(金属の切断作業も可能)についても同様に産業廃棄物収集運搬業の事業内容に該当すると解するが如何か。

答316 現時点では、中間処理業は不要と解される。(平11.1.22本県聴取)

(有価物取扱業者)

問317 銀含有写真廃液を排出業者より有償購入して銀回収を行っている者Aが、「処分業者Bより『たとえ有価物であっても事業場より排出される物を処分業者でない者が取扱えば法に違反する』という風説を流されて事業を妨害されているので許可をとりたい。」としてAより処分業の許可申請がなされた場合、許可することはできるか。

答317 許可が不要なケースであり、許可することはできない。(平5.3.31衛産36問22)

3 産業廃棄物処理業の許可の基準

(1) 産業廃棄物処理業共通事項

(添付書類の提出拒否)

問318 処理業の許可申請に当たって、規則に定める書類又は図面以外の書類又は図面を申請書に添付するよう指導したところ、その提出を拒否された。このことを理由として、当該申請を受理せず又は受理後不許可とすることができるか。

答318 当該書類又は図面の提出拒否の事実をもって、許可申請を不受理又は受理後不許可とすることはできない。(平5.3.31衛産36問30)

(契約書の添付)

問319 処理業の許可申請に当たって、申請者と排出事業者との間の処理の委託に関する契約書を申請書に添付するよう指導したところ、その提出を拒否された。このことを理由として、当該申請を受理せず又は受理後不許可とすることができるか。

答319 当該契約書の提出拒否の事実をもって、当該申請を不受理又は受理後不許可とすることはできない。

なお、排出事業者と許可のない者との間で処理の委託に関する契約を行うことは令第6条の2又は令第6条の6の委託基準違反になるおそれがある。また、契約書でなくとも、これらの者の間の将来の産業廃棄物の処理の委託に係る資料の提出を求めることも、同基準違反を助長することになりかねないため適当でない。(平5.3.31衛産36問31)

(添付書類の省略)

問320 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可のうち2以上のものを同時に申請する場合、定款、決算書等の許可申請書に添付すべき書類であって共通するものはそれらの業の許可の申請のうちのひとつに添付されていれば、他の申請書については省略を認めてよいか。

答320 認めてよい。ただし、申請書は、それぞれの業の申請ごとに必要であり、かつ、添付書類を省略する申請書には、当該省略に係る添付書類の表題と省略の理由を明記した文書を添付させること。(平5.3.31衛産36問33)

(手数料欄の記載事項)

問321 処理業の許可の申請書の手数料欄には何を記載するのか。

答321 収入証紙等の貼付又は手数料受領印押印等に使用されたい。(平5.3.31衛産36問34)

(未成年者の法定代理人の同意書)

問322 産業廃棄物処理業の許可申請を行う場合、役員の中に未成年者がいたときは申請書に法定代理人の同意の書面を添付させるべきか。

答322 添付させる必要はない。法定代理人の同意があつてはじめて未成年者を取締役として登記できるので、登記簿謄本に記載されていることを確認すればよい。(平6.3.16H県聴取)

(履歴又は現在事項全部証明書とは)

問323 産業廃棄物処理業の許可申請を行う場合、法人にあつては登記簿謄本を添付することが義務付けられているが、N市内の業者から登記簿謄本のかわりに「履歴事項全部証明書」というものが提出されている。この「履歴事項全部証明書」とは何か。

答323 平成元年の商業登記法の改正により、全国のいくつかの法務局ではコンピュータで登記簿を処理しており、当該法務局では、登記簿謄本のかわりにいくつかの登記事項証明書(履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書など)を交付している。なお、当該証明書の効力は、登記簿謄本と同等である。(平9.3.28H県聴取)

(令第6条の8に規定する使用人)

問324 産業廃棄物処理業の許可申請書に新たに添付することとされた令第6条の10に規定する使用人の住民票の写しは、申請を受理する都道府県又は政令市が管轄する区域外にある支店の代表者についても添付させる必要があるか。

答324 必要である。

何故なら、この添付書類というものは、要はその会社の業を行うのに当たっての的確性を判断するのに必要な書類であり、従って、管轄外だからいらないという話にはならない。(平12産業廃棄物行政担当者中四国ブロック会議)

(他法令に抵触する場合の業の許可の可否)

問325 申請者の使用する産業廃棄物の運搬車が最終処分場へ通ずる唯一の道路(町道)を通行することが車輌制限令第6条第2項又は第9条に抵触するおそれがある場合、このことを理由に産業廃棄物処理業の許可を与えないことができるか。

答325 都道府県知事(保健所設置市にあつては市長)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の産業廃棄物処理業の許可申請が同条第2項各号に適合している場合には、当該申請の内容が他法令に抵触するおそれがあることを理由に不許可処分を行うことはできない。(昭52.8.17環計86)

(周辺住民の同意)

問326 周辺住民の同意を得ることを処理業の許可の要件とすることができるか。また、当該同意が得られないことをもって当該許可申請を受理しないことができるか。

答326 いずれもできない。(平5.3.31衛産36問72)

(所得税の未払いと経理的基礎の判断)

問327 個人で産業廃棄物収集運搬業の許可申請をした者に所得税の未払いがあった場合、当該申請は規則第10条第2号ロに規定する経理的基礎がないとして不許可にできるか。

答327 法人税(所得税)の未払いがあるからといって、経理的基礎がないとして不許可にすることはできない。本件の場合、長期的財務計画を提出させることなどにより

判断していただきたい。ただし、財務計画の中に所得税未払いの理由及び今後の納税計画を明記させること。(平5.2.3H県聴取)

(他人の施設)

問328 処理業の許可申請者がその事業の用に供することとしている処理施設が他人の所有するものであり、申請者は継続的な使用権限も有していない場合、不許可にすることができるか。

答328 お見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問55)

(訴訟中の施設)

問329 処理業の許可申請がなされたが処理施設の使用権限について係争中である場合、許可することができるか。

答329 申請者に処理施設の継続的な使用権限があることが法令上、契約書類上等で明らかであれば許可することができる。(平5.3.31衛産36問57)

(協同組合が組合員の施設を使用する場合)

問330 協同組合より処理業の許可申請がなされたが施設は協同組合が有しておらず組合員が有しているものである場合、処理業の許可の取扱いはどうすべきか。

答3301 組合が施設を有しているのではないから、組合に処理施設の使用権限があることが契約書類上等で明らかでなければ組合に対して許可することはできない。なお、組合員が処理業の許可を有していたとしても、組合と組合員は法人格が異なるため、組合として産業廃棄物処理業務を行うことができるものではないことに留意されたい。(平5.3.31衛産36問58)

(許可の条件を付す時期)

問331 平成4年の改正法の施行を契機として、同法施行前に許可を得ている産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者に対し、新たに生活環境の保全上必要な条件を付すことができるか。

答331 許可時以外に付すことはできない。(平5.3.31衛産36問73)

(法人格のない団体)

問332 町内会等法人格のない団体に対して処理業の許可を与えることはできないと解してよいか。

答332 お見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問3)

(警察への意見聴取等)

問333 複数の県市に係る処理業の許可について、それぞれの県市が意見聴取等を行わなければならないのか。又、役員等の変更があった場合の照会等も同様か。

答333 複数の県市に係る処理業の許可、これは複数同時に処理業の許可をとってくる事例だと我々は解釈しているが、法律上は、それぞれの県市が意見聴取を行うの原則である。(平12産業廃棄物行政担当者中四国ブロック会議)

(受入れ承諾書の添付)

問334 収集運搬業の許可申請に当たって、申請者に、処分業者の受入れ承諾書（又は申請者と処分業者との間の処分の委託に関する契約書等）を申請者に添付するよう指導したところ、その添付を拒否された。このことを理由として、当該申請を受理せず又は受理後不許可とすることができるか。

答334 当該承諾書等の提出の拒否の事実のみをもって、当該申請を受理せず又は受理後不許可とすることはできない、なお、産業廃棄物の処分先の確保は排出事業者が行うべきものであるので、収集運搬業者の許可申請者に処分業者の受入れ承諾書等の提出を求めるることはできない。(平5.3.31衛産36問32)

(2) 産業廃棄物収集運搬業

(施設の平面図)

問335 規則第9条の2第2項第2号又は第10条の12第2項の「施設の平面図」等は、車両や運搬容器の構造を明らかにする写真をもって示すことも差支えないか。

答335 差支えない。(平5.3.31衛産36問36)

(事業の開始に要する資金)

問336 既に他の都道府県で収集運搬業を行っている者が、収集運搬業の許可を申請してきたが、既に他の都道府県で使用している施設を用いるので、事業の開始に際して新たな資金を必要としないとしている。この場合は規則第9条の2第2項第5号の書類には、新たな資金を必要としない理由を明記すれば足りると解してよいか。

答336 お見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問37)

(廃試薬)

問337 廃試薬を収集運搬しようとする者が取得すべき許可品目として、泥状のものが含まれている場合には「汚泥」の品目を取得させる必要があるか。

答337 取扱う廃試薬に泥状物があれば「汚泥」の品目を取得する必要がある。(平9.11.19H県聴取)

(賃借車両)

問338 全車両を賃借して収集運搬業を行おうとする者が収集運搬業の許可申請をしてきた場合、許可することができるか。

答338 収集運搬業の許可に当たって、事業の用に供する車両については、継続的な使用権限を有していれば足り、必ずしも申請者において当該車両の所有権を有していることは必要ではない。(平5.3.31衛産36問56)

(継続的な使用権限の期間(その1))

問339 産業廃棄物収集運搬業を行おうとする者が事業のように供する車両について、「継続的に使用する権限を有する」ことを確認するよう定められているが、(H12.9.29厚生省第3号廃棄物対策室長通知「許可事務の取扱について」「継続的」とは何日以上のことをいうのか？

答339 「継続的」とは、概ね業の許可期間である5年間とすべき。(平13.6.1本県聴取)

(継続的な使用権限の期間(その2))

問340 複数の業者が同一車両を使用することは、「継続的に使用する権限を有する」とはいえないと料するが、相違ないか？

答340 多数の会社で賃貸契約を結んでいる場合について、契約書等を確認したところ、他社が使用していない場合のみ使用できるというような事実がある場合は、継続的な使用権限はないものと理解できる。

要するに、実際の使用形態が、完全占有状態になっていないような場合は、適正

な指導・監督（行政の行う指導・監督及び車両の維持管理、運用について収運業者が行う指導・監督）を行うことができないことから、継続的な使用権限はないと判断してよい。「適正な指導・監督」の主体としては、御指摘の双方を含むものと解していただきたい。（平13.6.1本県聴取）

（積替施設）

問341 規則第10条第1号ロ又は第10条の13第1号ホの積替施設には、産業廃棄物の積替えに伴い必要となる保管を行う場所も含まれると解してよいか。

答341 お見込みのとおり。（平5.3.31衛産36問61）

（保冷車）

問342 規則第10条の13第1号ハの「保冷車その他の運搬施設」とは、例えば、距離の短い運搬のみを受託するため、運搬中に廃棄物の性状が変化せず、かつ、感染性病原体が増殖する等のおそれがない場合には、保冷設備のない運搬施設でもよいと解してよいか。

答342 お見込みのとおり。なお、令第6条の5第1号の基準を遵守できる施設であることが必要である。（平5.3.31衛産36問62）

（その他の運搬施設）

問343 規則第10条の13第1号ハに規定されている「その他の運搬施設」とはどのようなものか。

答343 「その他の運搬施設」とは、バンタイプ、ワンボックスタイプ、骨組みのある幌掛けのある車両等屋根付きの車両である。（平5.6.7H県聴取）

（船舶検査書に記載された用途）

問344 船舶検査証書の用途欄に「砂利運搬船」と記載してあるものは、砂利以外のものは運搬できないのか。

答344 用途欄に記載されている事項は、主たる用途を記載したものであって限定ではなく、運用上も厳密に記載しているわけではない。また、記載以外のものの運搬を規制しているわけではないため、記載物以外のものを運搬しても差支えない。（平9.12.5H県聴取）

（誓約書による審査）

問345 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書に、欠格条項に該当しない旨を記載した書類の添付が不必要となつたが、これは、これまでのような誓約書による審査は認められず、必ず関係機関への照会を要するということか。

答345 欠格要件は公益要件であり、本人の自己申告内容を問わず、これに適合している（欠格要件に該当しない）と認めるときでなければ許可をしてはならないため、疑義あるときは必ず関係機関への照会を行うことが適当である。このため、今回、照会の根拠の明確化、事務の円滑化のための規定が整備された。（平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議）

（3）産業廃棄物処分業

（十分な知識を有する者）

問346 特別管理産業廃棄物処分業の許可基準として、「性状分析者が特別管理産業廃棄

物について十分な知識及び技能を有すること」とあるが、これはどのようにして判断すればよいか。*平成4年8月31日付衛環第245号通知問20（本疑義集問141参照）に「特別管理一般廃棄物についての十分な知識を有する者」の回答が示されているが、これに準じるものとして取扱ってよいか。

※平成4年8月31日付衛環第245号通知問20

問 改正令第4条の3第1号の「その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者」とは、どのような者か。

答 扱おうとする特別管理一般廃棄物の種類に応じて、当該特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないよう適切に業務が遂行できるだけの、当該特別管理一般廃棄物の性状、処理方法、取扱い上の留意事項等に関する知識を有すると認められる者が該当する。

答346 貴見によることとして差支えない。（平4.10.5H県聴取）

（借地での処分業の確認）

問347 借地して埋立処分を行うという内容の処分業の許可申請が出された場合、当該許可申請者と地主との間で交された借地契約が正当なものかどうかの確認を行うために地主に対して文書等により法に基づいた確認を行うことができるか。

答347 望ましいことではあるが、法を根拠として地主に一定の行為を要求することはできない。（平5.3.31衛産36問59）

（許可申請時の技術管理者の確保）

問348 処理業の許可申請時において産業廃棄物処理施設に技術管理者を確保できないことが明らかな場合、不許可とすると能够ると解してよいか。

答348 お見込みのとおり。（平5.3.31衛産36問60）

（分析設備）

問349 トリクロロエチレン等の再生業に係る規則第10条の17第1号イの「分析することができる設備」は、ガスクロマトグラフ設備又はこれと同等以上の分析性能を有する設備であると解してよいか。

答349 お見込みのとおり。（平5.3.31衛産36問63）

（採水ができる設備）

問350 規則第10条の17第2号イ(2)の設備は、具体的に何か。

答350 観測井、採水器具等をいう。（平5.3.31衛産36問65）

（処理施設の限定）

問351 埋立処分の処分業の許可を与える場合、申請書に記載した処理施設以外には処理施設を設置しない旨の条件を法第14条第7項又は第14条の4第7項の規定により付すことができるか。

答351 そのような条件は、一般には法第14条第7項又は法第14条の4第7項に規定する生活環境の保全上必要な条件とは認められず、付すことはできないものと解する。（平5.3.31衛産36問74）

（認定講習会の有効期限）

問352 認定講習会は、許可申請のどの程度前に受講しなければならないか。

答352 本県では新規許可講習会については、最長でも許可申請の日から起算して5年前の日以降許可申請の日までに修了し、更新許可講習会については、許可の更新の日から起算して2年前の日以降更新許可申請の日までに修了していなければならないこととしている。(本県取扱い)

(講習会修了証)

問353 産業廃棄物処理業者Aが処理業の変更許可申請を行うにあたって、3年前の更新許可申請に使用した「(財)日本産業廃棄物処理振興センター」の更新講習会修了証を添付していた。

この場合、更新講習修了証の有効期限である2年が経過しているので、申請者Aに新たに更新講習会、又は、新規講習会を修了させる必要があると解するが如何か。

答353 この場合、新たに講習会を修了させる必要はない。

変更許可申請に当たっては、有効期限の考え方は適用せず、直近の新規許可申請又は更新許可申請に使用した講習会の修了証を添付させれば差支えない。(本県取扱い)

(県外での講習会修了証)

問354 県外で許可を取得済み業者が、本県で新規許可申請書を提出する場合、添付書類である「(財)日本産業廃棄物処理振興センター講習会修了証」は、更新講習会修了証でもよいか?

答354 差支えないこととしている。(本県取扱い)

(講習会を受講すべき者)

問355 産業廃棄物処理業等の許可申請又は更新許可申請に際し、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの講習会を受講すべき者は、申請者が法人の場合、代表者若しくは業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とされている。

ここで、「業を行おうとする区域に存する事業場の代表者」とは、通常、工場を有する事業場にあっては、当該工場の工場長等が該当することとなるが、例えば、当該工場が主たる事業として石油精製を営んでおり、廃棄物処理事業を自社の廃棄物処理施設の余剰能力を活用して従たる事業として営む場合には、当該工場長が講習会を受講するため4日から6日間工場を留守にすることは、主たる事業の運営に支障が生じかねず、受講が困難になることが多い。そのため、産業廃棄物の処理を従たる業務とする事業場にあっては、副工場長等であって産業廃棄物処理業務に係る契約を締結する権限を有する者を当該事業場の代表者として解釈して差支えないか。

答355 差支えない。ただし、この場合、当該者が工場長等に次ぐ地位にある者であって、事業場における内部規定等により、契約を締結する権限を有していることが明確になっていることが必要である。(本県取扱い)

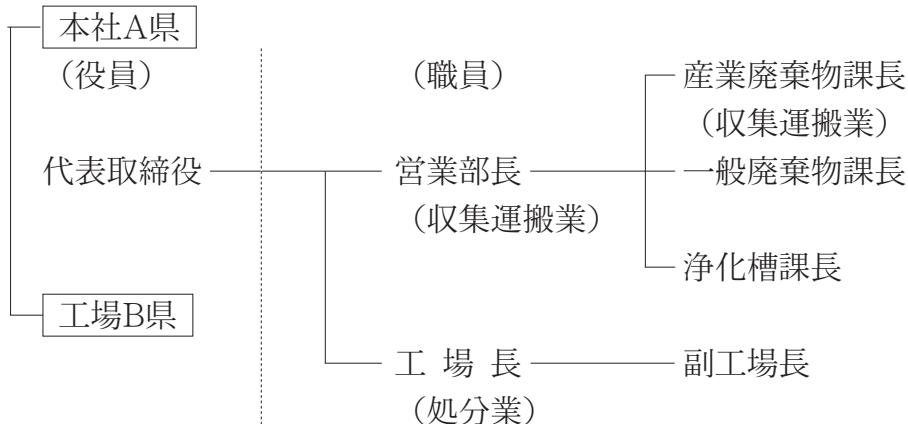
(講習会受講対象者)

問356 産業廃棄物処理業許可講習会受講対象者については、「工場長等に次ぐ地位にある者であって、事業場における内部規定等により、契約を締結する権限を有していることが明確になっていれば差支えない。」とある。

次の①に掲げる者は受講対象者として扱うことができるが、②に掲げる者は対象

者ではないと解するが如何か。

(株式会社M)



- ① 株式会社Mは、本社のあるA県で収集運搬した産業廃棄物をB県の工場（産業廃棄物処理施設）に運搬して、産業廃棄物収集運搬業及び処分業を行うことを計画している。

同社内部規定により、A県における収集運搬の契約は営業部長が行い、B県における処理の契約は工場長が行う場合。

- ② ①で同社内部規定により、A県における収集運搬の契約を産業廃棄物課長が行う場合。

答356 組織内部規定等により契約を締結する権限を有していることが明確であれば、差支えないものとする。

従って、

- ①は受講対象者となる。
②は受講対象者とはならない。（本県取扱い）

（他県で許可を有している者の認定講習会の取扱い）

問357 他県で、現に産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、本県で、新たに許可申請を行う際に添付する（財）日本産業廃棄物処理振興センター講習会の修了証の取扱いについて伺う。

答357 産業廃棄物処理業に係る許可を現に受けている者が、他県で新規許可申請を行う際は、当該業に係る更新許可講習会を受講・修了していれば、規則第10条第1項第2号イに適合するものとして取扱う。（本県取扱い）

（分析することのできる設備）

問358 規則第10条の17第1号イに規定する「分析することのできる設備」については、平成4年厚生省告示第192号で定める方法による分析が行える設備でなければならぬいか。

答358 取扱おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、ご指摘の告示に定める方法による分析が行える設備でなければならない。（平4.8.31衛環245問105）

（分析を行う者の資格）

問359 規則第10条の17第1号ロ(2)に規定する「分析を行う者」の資格とは具体的に何か。

答359 「分析を行う者」の資格を次のとおりとする。

- ① 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専

門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6ヶ月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

- ② 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6ヶ月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- ③ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- ④ ①、②又は③に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平4.8.31衛環245問106)

(分析設備の設置と分析者の配置)

問360 「性状の分析を行う設備」及び「性状の分析を行う者」は、それぞれ申請者の処理施設内の設備、申請者の雇用人でなければならないか。

答360 「性状の分析を行う設備」については、申請者の処理施設内の設備であることが必要である。「性状の分析を行う者」については、申請者と雇用関係にあることが望ましいが、申請者が日常的に必要な分析を支障なくかつ遅滞なく行うことができるならば、例えば申請者が法人である場合の当該法人の関連会社の雇用人が施設に常駐することでも差支えない。(平4.8.31衛環245問107)

(分析設備と管理設備の違い及び分析の対象)

問361 改正規則第10条の17第1号イ等の「性状を分析することのできる設備」と同条第2号イの「量及び性状を管理できる附帯設備」の違いは何か。改正規則第12条の6第1号の「受け入れる際の分析」は特別管理産業廃棄物についてのみ行えばよいか。

答361 改正規則第10条の17第1号イ等の「性状を分析することのできる設備」は特別管理産業廃棄物を適正に中間処理又は再生するために必要な、成分等の分析を行うことができる設備をいい、同条第2号イの「量及び性状を管理できる附帯設備」は最終処分場に受け入れる特別管理産業廃棄物の計量及び成分分析等を行いつつその記録を保存・管理することのできる設備をいう。改正規則第12条の6第1号の「受け入れる際の分析」は特別管理産業廃棄物についてのものにかぎらず、無害な産業廃棄物についても、例えば汚泥の含水率、廃油の発熱量、廃酸の水素イオン濃度等、当該処理施設における産業廃棄物の処理を適正に行うために必要な分析を含む。(平4.8.31衛環245問108)

(性状の分析を行う者及び施設)

問362 法人Aは、特別管理産業廃棄物処分業の用に供する処理施設（中間処理：焼却）の更新（移転）に当たり、新たな処理施設において処理する産業廃棄物の性状を分析する設備を、Aが隣県（S県）に設置している別の中間処理場（普通産廃の中間処理：焼却）内に整備し、なおかつ、分析業務については別の法人Bを設立し、Bに分析を委託することにより、受け入れる産業廃棄物についての性状を把握することを計画している。

また、法人BはAが出資する関連会社（代表者はAと同じ、いわゆるAの子会社）であり、建設予定の特管産廃処理施設から、自動車で約15分程度の距離関係にあり、

日常の必要な分析業務を行う上で、特に支障がないものと判断される。

この場合にも、*平成4年8月31日付衛環第245号環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の問107によると、「性状の分析を行う者」は、Aの関連会社が行うことから、特に問題ないものと考えられるが、「性状の分析を行う設備」については、申請者の処理施設内の設備であることが必要であるとされていることから、法施行規則10条の17に規定される許可の基準に適合しないものと判断してよろしいか。

※平成4年8月31日付衛環第245号環境整備課長通知問107（本疑義集問574）

問 「性状の分析を行う設備」及び「性状の分析を行う者」は、それぞれ申請者の処理施設内の設備、申請者の雇用人でなければならないか。

答 「性状の分析を行う設備」については、申請者の処理施設内の設備であることが必要である。「性状の分析を行う者」については、申請者と雇用関係にあることが望ましいが、申請者が日常的に必要な分析を支障なくかつ遅滞なく行うことができるならば、例えば申請者が法人である場合の当該法人の関連会社の雇用人が施設に常駐することでも差支えない。

答362 お見込みのとおり。

（「性状を分析する設備」については、処理施設内にあることが必要である。）

（参考）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の4第6項で規定される特別管理産業廃棄物処分業の許可の基準のうち、法施行規則第10条の17第1号イに規定される「性状を分析することのできる設備」は、取扱おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成4年厚生省告示第192号）で定める方法による分析が行える設備であることが必要である。

よって、トリクロロエチレン等に係る特別管理産業廃棄物処分業にあたっては、分析設備として、ガスクロマトグラフ設備等の設備が必要となる。

また、この「性状を分析することのできる設備」については、当該処理施設内に設置されていることが必要である。（平12.11.6本県聴取）

（4） 許可書等

（市章を印刷した許可証）

問363 市章が印刷された用紙を許可証に用いてもよいか。

答363 差支えない。（平4.8.31衛環245問137）

（更新・変更状況の記載事項）

問364 許可証の「許可の更新・変更の状況」の欄の記載内容は何か。

答364 更新の年月日、変更の年月日及びその内容を記載されたい。（平5.3.31衛産36問45）

（更新の許可証）

問365 法第14条第2項又は第14条の2第1項の規定に基づき、法第14条第1項の許可の

更新又は変更を行った場合、既に交付している許可証に当該更新又は変更に係る事項を書き加えることとしてよいか。

答365 いざれも新しい許可証を交付することとされたい。なお、新しい許可証の「許可の更新、変更の状況」の欄に更新又は変更の状況を記載したうえで交付することとされたい。(平5.3.31衛産36問54)

(産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を含む)の許可証の記載内容)

問366 最大保管量は、平均搬出量の7日分となっているが、実際の保管スペースが、とうてい7日分も保管できない場合は、実測の保管量を最大保管量として許可証に記載すればよいのか。

答366 実保管量を最大保管量として許可証に記載するという運用になる。(平12Kブロック産廃協議会)

(許可証の表記方法)

問367 許可証の記載内容のうち、「4 許可の更新又は変更の状況」欄の表記方法について、それぞれ次のような方法によることでよろしいか。

1 当初許可時から許可を失効させずに変更・更新許可を行ってきてている者の場合
例えば、昭和60年2月に新規許可を出し、その後数回の変更・更新許可の後、現在に至っている場合

次の(1)又は(2)のいずれの記載方法でもかまわない。

(1) 当初の許可から現在までに受けてきた全ての許可の経歴だけを記載する。

(2) 現に受けている許可証の有効期間中に生じた許可の経歴だけを記載する。

(現に許可の状況が分かればよく、過去にどのような許可を受けてきたかは特段必要がない。また、記載スペースの余裕もなくなってくるため。)

[事例] 現に有効な許可証の許可年月日 平成12年10月5日 許可の有効期限 平成17年10月4日	
(1)による記載の場合 昭和60年2月23日 新規許可 平成2年10月5日 変更許可 平成7年10月5日 更新許可 平成9年5月12日 変更許可 平成12年10月5日 更新許可 平成13年1月20日 変更許可 (現在に至る全ての許可を記載)	(2)による記載の場合 平成12年10月5日 更新許可 平成13年1月20日 変更許可 (有効期間中のものだけを記載)

2 更新許可申請が期限間際であったため、審査中に許可期限が切れた者の場合
例えば、1の事例において、更新申請が遅れたため、平成12年10月5日に更新されずに、同年10月19日に更新許可(期限17年10月18日)した場合、1の(1)の記載方法によって、「平成12年10月19日更新許可」と記載すれば、見かけ上、昭和60年当時から許可が継続しているように見えるため、この場合は、必ず1の(2)の記載方法によることとしてよろしいか。

答367 講学上の更新には2つの意味がある。①当初許可した内容の有効期間を延長させ

る。②当初の処分と同じ内容の処分を行う。廃掃法の運用は、後者となり、表示も(2)となる。しかし、(1)の表示をしても間違いではない。(平12Kブロック産廃協議会)

4 産業廃棄物処理業の許可の更新、許可の変更、届出等

(更新時の申請書)

問368 許可の更新の場合の申請書及び許可証は新規の場合と同じ様式を用いるものと解してよいか。

答368 お見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問47)

(変更許可があった場合の起算日)

問369 法第14条の2第1項の変更の許可を行った場合、当該変更後の当該業者に係る法第14条第1項に係る法第14条第2項の更新期間の起算日は、当該変更許可を行った日と解してよいか。

答369 変更前の法第14条第1項の許可を行った日を起算日とする。(平5.3.31衛産36問52)

(新規の許可申請の必要性)

問370 処理業者が、次に掲げる行為を行う場合には、当該事業の廃止の届出を行い、新たに変更後の業務内容をもつ処理業の許可申請を行わなければならないか。

- (1) 取扱う産業廃棄物の種類を追加又は変更すること。
- (2) 新たな最終処分場を設置すること。

答370 いずれの場合にも事業の廃止の届出及び新規の処理業の許可申請を行う必要はない。

(1)の場合、法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による業の変更の許可を申請しなければならず、(2)の場合、法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出を行う必要がある。(平5.3.31衛産36問78)

(処理方式、処理施設の変更)

問371 次のような場合は法第14条の2第1項又は第14条の5第1項に規定する事業の範囲の変更となるか。なお、この場合取扱う産業廃棄物の種類については、変更がない。

- (1) 廃プラスチック類の焼却処理を業として行う産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が焼却方式の異なる施設を導入した場合
- (2) 埋立処分を行う処分業者が最終処分場を増設した場合

答371 事業の範囲の変更については、取扱う産業廃棄物の種類に変更のない場合、次のように解する。

- (1) 焚却方式の変更は、事業の範囲の変更とはならない。
- (2) 最終処分場を増設する場合は、事業の変更とはならない。

なお、これらの場合には、法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出を行う必要がある。(平5.3.31衛産36問77)

(許可更新時の変更)

問372 法第14条第1項の収集運搬業の許可を有する者が、許可の更新申請と併せて、取扱う産業廃棄物の種類を追加しようとする場合、当該申請は法第14条第2項の規定による更新許可申請となるのか、又は法第14条の2第1項に規定による変更許可申請となるのか。

答372 法第14条第2項及び第14条の2第1項の両方の許可申請が必要である。(平5.3.31衛産36問46)

(処分庁の判断による更新期間の短縮)

問373 法第14条第2項の更新の期間は、当該許可業者の有する処理施設の能力を勘案して5年より短くすることは可能か。

答373 できない。(平5.3.31衛産36問48)

(更新手続きが行われない場合)

問374 収集運搬業の許可を受けた者であって、所在が不明なものについて、許可更新期限を過ぎても当該更新の手続きが行われない場合、当該者に係る許可は、当然効力を失うものと解してよいか。

答374 お見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問50)

(積替保管行為の追加)

問375 産業廃棄物処理業(収集・運搬業)の許可取得者が新たに同一産業廃棄物の保管行為をも実施する場合、この取扱いについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理業の変更許可申請手続きを要するのか。同条第3項の規定による同法第7条の2第3項の準用に基づく業に係る変更の届出をもって処理すべきか。

答375 当該事例は、「事業の範囲」の変更に該当するものであるので、法第14条の2第1項に基づく変更許可により対応されたい。(昭60.7.26衛産42)

(品目の追加)

問376 産業廃棄物の収集運搬を事業の内容として法第14条第1項の許可を有する者が、産業廃棄物を取扱い品目として追加する場合、第14条の2第1項の規定に基づく変更許可申請が必要か。

答376 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問97)

(収集運搬業者の車両の変更)

問377 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業が車両を変更する場合、法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出が必要か。

答377 お見込みのとおり。収集運搬業者にとって車両は事業の用に供する主要な施設であり、規則第10条の23第1項第4号に規定する事項に該当する。(平5.3.31衛産36問79)

(主要な施設の変更)

問378 トラックを使って収集又は運搬を行っている収集運搬業者が新たに船舶を使って、従来運搬していた産業廃棄物と同種のものを運搬しようとしているが、このような場合、法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の処理業の変更許可に係らしむるべきか、あるいは法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第

7条の2第3項の規定による変更の届出の対象とするべきか。

答378 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出により対処すべきである。(平5.3.31衛産36問80)

(他法令の許可期限)

問379 最終処分場を使用して処分業を営む者について、当該最終処分場に係る他法令の許可期限が短期間(3年)である場合においても、許可の更新期間は5年であると解してよいか。

答379 お見込みのとおり。(平5.3.31衛産36問49)

(最終処分場の閉鎖による廃止届)

問380 産業廃棄物の最終処分場の廃止に伴い、埋立処分の事業の廃止を行わせてよいか。

答380 一般に、施設の廃止は業の廃止に結びつくものではないので、照会に係る取扱いは不適当である。ただし、当該施設の廃止後も引き続き当該事業の用に供する最終処分場の確保の見通し等諸般の事情を総合的に勘案して業の継続の意思がなくなつたと認められる場合には、事業の廃止があったものとして法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による事業の廃止の届出を求め、これに応じない者については法第14条の3の規定により許可取消し等を命ずることができる。(平5.3.31衛産36問81)

5 産業廃棄物処理業の取消し等

(業の許可取消し(その1))

問381 本市の許可を得ている法人(許可内容:産業廃棄物収集運搬業、同処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、同処分業及び産業廃棄物処理施設)の役員(取締役)の犯歴(懲役1年2月、執行猶予3年)により、欠格要件に該当している期間内に申請と許可を与えた産業廃棄物収集運搬業及び同処分業の許可については、瑕疵により許可を与えたものであるため、これを取り消した。

→ *「許可内容と欠格要件該当期間との時間的関係表」を参照のこと。

*許可内容と欠格事項該当期間との時間的関係表

元号	S	H	H	H	H	H	H	
年	47	10	10	12	13	13	15	17
月	12	5	11	8	3	11	7	9
日	28	29	3	29	1	2	5	4
欠格事項該当期間			●	—	●			
本市許可内容	産廃	収運		◆	—			
		収運変更		—	—	—	◆	
		処分		◆	—	—	◆	
	特管	収運	◆	—	—	◆		
		処分	◆	—	—	◆		
産廃 施設		◆	—					

なお、特別管理産業廃棄物収集運搬業、同処分業及び産業廃棄物処理施設許可については、欠格要件に該当する以前に許可を取得したものであるため、行政手続法の定めにより聴聞を行った後に行政処分を行うこととなった。

先程の法人役員（取締役）が役員の地位を完全に辞任（株主としての立場の辞任も含む）してしまった場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業、同処分業及び産業廃棄物処理施設の各許可について、欠格要件に該当している事実が無くなつたとして、何らの行政処分も下すことは出来ないのか。

仮に、その処分が当該役員の辞任の時期によって可否が分かれるというのであれば、どの時期までに辞任していなければ処分が出来て、どの時期以降なら出来ないのかもご教示願いたい。

答381 廃棄物処理法第14条の3第3号は、欠格事由に「該当するに至ったとき」と規定していることから、いったん欠格事由に該当した以上、該当役員が役員の地位を完全に辞任したとしても、行政処分を行うことは可能である。（平13.8.27N市照会）

（業の許可取消し（その2））

問382 本疑義集問381の回答について

当県では、欠格事由に該当する役員が、許可取消し命令交付日において、被処分者の役員から辞任していた場合、行政処分（許可取消し）事由に該当しないと解釈していた。

今回の通知（本疑義集答(1)参照）では、いったん欠格事由に該当した以上、当該役員が辞任しても行政処分することは可能であるとしている。

この回答は平成13年8月27日のN市からの疑義照会事例に限った判断なのか。

一役員がこの法律に係わらない罪により刑が確定し、会社としてすぐにその役員を解雇・解任した場合においても、欠格事由に該当すると解釈してよいのか。

答382 役員に禁錮以上の罰則が科された場合にあって、法人が直ちに当該役員を解雇・解任した場合においても、欠格事由に該当することを理由として行政処分を行うことは可能である。（平13.11.1A県照会）

（聴聞の通知後の廃止届）

問383 *平成13年5月23日付環廃産第260号「行政処分の指針について（通知）」の内、第2産業廃棄物処理業の許可の取消等3手続(2)聴聞又は弁明の機会の付与④その他の記述によれば、「許可が取り消される場合において法人の役員が法第7条第3項第4号ニに該当することを潜脱するため、聴聞の通知後に事業の全部を廃止する届出が行われたときは、法第14条の2第3項において読み替えて準用される法第7条の2第3項は届出があったときの許可の効力について特に規定していないことから、不利益処分の名宛人である法人が存在する限り、許可を取り消すことが相当であること。」としている。

※平成13年5月23日付環廃産第260号「行政処分の指針について」第2の3の(2)

④ その他

許可が取り消される場合において法人の役員が法第7条第3項第4号ニに該当することを潜脱するため、聴聞の通知後に事業の全部を廃止する届出が行われたときは、法第14条のニ第3項において読み替えて準用される法第7条の二第3項は届出があったときの許可の効力について特に規定し

ていないことから、不利益処分の名あて人である法人が存在する限り、許可を取り消すことが相当であること。

(1) この通知の中で「聴聞の通知後」について規定してあるのは、聴聞の通知前では、行政は許可の取消の意味を明確にしているとは言えない為、廃止届が、法第7条第3項第4号ニに該当することを潜脱するために出したことは明言できないためと解してよいか。

また、聴聞の通知後の廃止届であれば、すべて法第7条第3項第4号ニに該当することを潜脱する目的を持っているとしても、取消しが相当と解してよいか。

(2) 法第7条の2第3項は、許可業者に届出を義務付けているものであり、許可業者から都道府県知事に事業全部を廃止する届出（以下、「廃止届」という。）が提出された場合、その廃止届の受理を拒むことはできないと解してよいか。

(3) 許可の取消の行政処分を行う場合、当然に取消の対象となるべき許可の効力の存在が必要となるが、廃止届が提出された場合であっても許可の効力は存在していると解してよいか。

(4) 当県においては、法令に特段の規定がないことから、廃止届の受理をもって、廃止の手続を終了しており、行政側から、廃止を認める等の特段の通知は行っていない。

このようなことから、廃止届があった場合であっても許可の効力が存在しているとすれば、許可の取消し等の行政処分を行わない場合、許可の効力がなくなるのは、どの時点と解するのか。

答383 (1) 前段についてはお見込みのとおり。

後段については、廃止届が法第7条第3項第4号ニに該当することを潜脱する目的をもってなされたものではないことが客観的に明らかな場合を除きお見込みのとおり。

(2) お見込みのとおり。

(3)(4) 廃止届が提出された時点で、通常は、許可の効力は消滅するが、許可の取消しを行うに当たってなされた聴聞の通知後に提出された廃止届については、通常欠格要件に該当することを潜脱する目的のみをもって行われた廃止届とみなすことが可能である。

このような場合には廃止届が真に前記目的をもってなされたものではないこと等が明らかな場合を除き、当該廃止届は真実の意思を欠き、かつ、信義則に反するものとして無効な届出とみなすことが妥当であり、許可の効力は引き続き継続していると解することができる。（平14.2.14 S県照会）